

東京高等裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 課税処分取消請求控訴事件

国側当事者・国(東京国税局長)

令和5年7月19日棄却・確定

(第一審・東京地方裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和4年11月30日判決、本資料272号・順号2022-31)

判 決

控訴人	X
同代表者	A
同訴訟代理人弁護士	下山田 聡明
被控訴人	国
同代表者法務大臣	齋藤 健
処分行政庁	東京国税局長 富山 一成
同指定代理人	高橋 紀子
同	濱辺 希
同	松尾 直哉

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 東京国税局長が令和2年6月30日付けで控訴人に対してした共助実施決定処分を取り消す。
- 2 東京国税局長が令和2年7月15日付けで控訴人に対してした債権の差押処分を取り消す。

第2 事案の概要(特に断らない限り略称は原判決の例による。)

- 1 本件は、控訴人が、韓国の国税庁による税務行政執行共助条約上の保全共助要請に基づき東京国税局長がした共助実施決定処分(本件保全共助実施決定)及び控訴人の銀行預金に対する保全差押処分(本件保全差押処分)につき、処分の通知書の送達が違法である等と主張してその取消しを求める事案である。

原審は控訴人の請求をいずれも棄却したところ、控訴人がこれを不服として控訴した。

- 2 関係法令等の定め、税務行政執行共助条約及び実特法に基づく共助の概要、前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張の要旨は、原判決の「事実及び理由」第2に記載のとおりであるからこれを引用する。

第3 当裁判所の判断

当裁判所も、控訴人の請求はいずれも理由がないから、これを棄却すべきものと判断する。その理由は、次のとおり付加するほか、原判決の理由説示(「事実及び理由」第3)記載のと

おりであるからこれを引用する。

1 原判決25頁18行目末尾に行を改めて次のとおり加える。

「控訴人は、刑事確定判決において言い渡された刑の執行猶予期間が経過して刑が消滅した事案が要訴追故意事案に該当するとすることは、要訴追故意事案の範囲を不当に拡大し遡及を際限なく可能にするもので不当である旨主張する。

しかし、税務行政執行共助条約28条7項にいう「訴追されるべき故意による行為に係る租税事案」が、既に確定判決を経た租税事案を除外するものではないことは前記説示のとおりであり、同条約において、要訴追故意事案から確定判決後に執行猶予期間が経過した事案を除外することを定めた規定もない。一般に、執行猶予期間が経過したことにより事後的に刑が消滅したこと等と、訴追対象とされた滞納税の帰趨やその徴収の要否が対応関係にあるものとは解されず、刑の消滅という一事から当該滞納税の徴収や保全についての共助の措置が不要になるとも解し難いところ、韓国の制度上、この点について特段の定め等があることもうかがわれない。いずれにしても執行猶予期間が経過した事案を要訴追故意事案として取り扱うことが、税務行政執行共助条約の対象範囲を不当に拡大したり遡及を際限なく可能にしたりすることになるともいえないのであって、この点についての控訴人の主張は理由がない。

控訴人は、刑事事件において租税ほ脱額として起訴された金額は韓国の刑事裁判の過程で支払が済み消滅しているものであり、この事実は証拠である刑事裁判判決から確認できる事項であるから、本件は要訴追故意事案には該当しないと主張する。しかし、要訴追故意事案の定義は上記のとおりであって、その後租税ほ脱額について支払があったからといってその対象から除外されることになるとする根拠は見当たらない（そして、本件保全共助対象外国租税の存在及び税額を確定する課税処分等がされている場合に、我が国において、共助対象外国租税債権の存在若しくは額について、当該課税処分等と矛盾した判断をすることが想定されていないことは後記3（1）に説示するとおりである。）。したがって、この点についての控訴人の主張は理由がない。」

2 原判決26頁23行目末尾に行を改めて次のとおり加える。

「この点について、控訴人は、本件保全共助要請書（乙3）では、課税期間2007年の滞納税372,765,255ウォンが存在することを前提として保全措置の支援が要請されているが、刑事裁判で有罪と認定されたのは244,873,328ウォンにとどまり、そこには2009年分の滞納税も含まれていること、また、Cは刑事裁判の量刑理由において2000万米ドルを支払ったことが認定されていること（甲16）などから、上記要請書記載の滞納税が存在しないことは被控訴人担当者において容易に知ることができたとも主張する。しかし、控訴人主張の滞納税額やその内訳、これとCによる上記支払との対応関係についての裏付けは示されていない上、仮に、控訴人主張のような事実があったとしても、後記4のとおり、これらの点について我が国の税務当局が韓国の国税庁と積極的に情報交換を行うことも予定されていないことからすれば、被控訴人担当者がそうした事実を容易に知ることができたということとはできない。」

3 原判決27頁9行目末尾に行を改めて次のとおり加える。

「控訴人は、控訴人の知らない課税処分を、不利益処分を争うための財産管理の代理人、顧問税理士、顧問弁護士等がいる日本では争えず、これらのリソースのない韓国で争わなければならないというのは正義に反し行政行為の不利益処分の原則に反して違法である旨主張す

る。しかし、租税債権の存否及び額に関する争訟の手續が要請国の法令によって規律されることは前記（１）ないし（３）に説示のとおりであり、要請国の課税当局による法令の適用や事実認定の適否を含む租税債権の存否及び額に関する紛争を専ら要請国において争うべきものとするのが正義に反するということとはできない。控訴人主張の事情は、争訟の手續についての税務行政執行共助条約２３条の適用の有無を左右するものとはいえず、この点についての控訴人の主張は理由がない。」

４ 原判決３３頁３行目末尾に行を改めて次のとおり加える。

「エ 控訴人は、韓国の税務当局から差押通知を受けておらず、我が国でも公示送達しか行われていないから、事実上告知と聴聞の機会が与えられていないとし、本件保全差押処分を行う際の調査により、控訴人の財産管理人であるF株式会社を納税代理人に指定するよう控訴人に促し、納税代理人宛て差押通知を送達することもできたはずである旨を主張する。

しかし、本件各通知書が税務行政執行共助条約及び我が国の法令に基づき適法に送達されたことは前記（１）ないし（２）ウまでに説示するとおりであり、本件保全共助実施決定の目的に照らせば、上でみたとおり郵便等による送達が困難な状況の下で、我が国における公示送達のみをもって本件各処分の効力が発生したものとするのもやむを得ないというべきである。また、税務行政執行共助条約及び我が国の法令上、送達に先立ち共助対象者に対し納税管理人の指定を求めることを定めた規定はなく、控訴人の主張するような促しをしなかったからといって本件各送達が違法となるものでもない。この点についての控訴人の主張はいずれも理由がない。」

５ よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第１７民事部

裁判長裁判官 吉田 徹

裁判官 森脇 江津子

裁判官 阿部 雅彦